

日本海洋政策学会 課題研究  
「水中文化遺産の保護等に関する法制度及び技術的検討」

1. 平成 30 年度 活動報告

(1) 期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

(2) 研究メンバー

中田（ファシリテータ）、林原、石原、岩淵、小野、高橋、林田、吉崎、青木。  
永田（8 月末まで）

(3) 活動記録 \*GM:グループミーティング

日 程	会合等	概 要
平成 30 年 5 月 19 日	第 4 回 GM	シンポジウム及び国内セミナーの場所、期日、内容等について（欠席：石原）
平成 30 年 9 月 29 日	第 5 回 GM	共同執筆論文、水中文化遺産に関する法律の適用について（欠席：石原、林田、岩淵）
平成 30 年 12 月 7 日	第 10 回年次大会	研究発表
平成 31 年 2 月 11 日	第 6 回 GM	提出された共同論文の原稿に関する議論、水中文化遺産に関する日本及び周辺各国の最新の動きについて（欠席：石原、小野、林田、青木）

(4) 活動概要

本課題研究では、法制度及び技術的な検討という 2 つの側面からこれを行う。グループの各担当者が個別の研究課題を通じて検討を行い、チームで議論する形式を採る。

本年度は、前年度に各個別の研究課題を通じて検討を行ったことを踏まえ、課題研究の方向性及び最終的な成果をどのような形で示してゆくのか確認し、共同執筆論文のたたき台を作成した。目下、7 月 6 日開催の公開シンポジウムの内容について審議中である。

## (5) 活動報告

### ①第4回 GM

第4回 GM では、これまでを振り返り、個別課題に関する報告と検討を終え、課題研究期間に行う国内の公開セミナーについて、具体的にどのようなようにするかについて議論した。

国内セミナーについて、セミナーのタイトル、開催の日時及び場所、特にセミナーの登壇者や依頼する論題について議論した。本課題研究チームにおいては、法制度のみならず技術的な側面についても触れることから、「水中文化遺産へのアプローチ」や「水中文化遺産保護条約と日本の法制度との比較・検討」などのタイトルが提起された。また、参加者を多く募りたいことから、笹川平和財団ビルでの開催が望まれる意見が多かった。11月開催を目指すこととなった。

国内公開セミナーの内容について、文化庁がまとめた『報告』に対する評価、日本の水中文化遺産保護条約の批准の是非、日本における埋蔵文化財行政で水中文化遺産保護条約に対応できるか、また、領海以遠の行政業務の所管についてなどの議論が行われた。登壇者については、行政、一般、学術関係者などが提案された。そのなかで一致した意見は、文化庁の『報告』が作成された背景とその内容、及びそこでは触れられなかったが重要と考えられる問題などに関しては、文化庁の関係者に意見を伺うことが適切であるということであった。

また、国内公開セミナーについて、その具体的な流れと基調講演の内容を議論した。最後に、日本海洋政策学会の学会誌への論文投稿及び総会での研究発表のために、各自が論文（約2頁）と発表資料（パワーポイントで約2枚）をファシリテータに提出することとした。

### ②第5回 GM

第5回 GM では、各自論文に関する説明を行った。

中田は、日本における沈没船に対する文化財保護法の適用について、水中文化遺産保護条約の内容と文化財保護法や水難救護法との間には乖離があると指摘した。

岩淵は、水中文化遺産保護について、ユネスコに協力した行政を進めていくのが重要であり、沿岸国管轄権の問題を条約に批准できない要因として強調することに疑問を呈した。

これに対し中田は、沿岸国管轄権の話は水中文化遺産保護条約の起草の最重要の柱といっても過言ではないが、現在のところ同条約における制度の実例が存在していないので、日本の同条約加盟の是非については難しいものがあると述べた。最近の著名な事例として、サンホセ号沈没船（スペイン船）があるが、コロンビアは国連海洋法条約にも水中文化遺産保護条約にも加盟していないので、コロンビアが一方的に自国

海域内の沈没船を自国の所有と宣言することについて批判することが果たして適切なのかについて、ユネスコでも議論になっているという紹介があった。

サンホセ号沈没船に対しては、出席者の意見の中には、どのような法律を適用するのか難しいというものもあった。

中田は、1994年のオーストラリア・タイド号事件を紹介した（タイの排他的経済水域に沈んでいる中国船をオーストラリア国籍のトレジャーハンターが引揚げ活動を行なった）。本事例では、タイの排他的経済水域で引揚げをしていた操業船をタイ政府が拿捕、引揚げられた遺物などは没収され、この行動についてタイ政府は自国の排他的経済水域における正当な権利の行使だとの声明を出したが、これは国際法の解釈の間違いであって、この時点では水中文化遺産保護条約の起草も始まっていなかったことも想起する必要があると説明した。

中田は、中国や近隣諸国が水中文化遺産保護条約を批准すれば、日本もまた同条約の批准を検討しなければなくなる可能性を述べた。

これに対し岩淵は、個別意見として、水中文化遺産保護条約には指摘しうる問題は多いものの、同条約への加盟を推進するよう政府として動いていくべきであると述べた（現在、ユネスコへの拠出金は日本が世界第一位）。

林原は、日本の埋蔵文化財行政について、実際に行政を担当していた永田氏の指摘を踏まえて、水中の埋蔵文化財行政が実効性をもつようになるには、文化庁の『報告』で示された指針を基本としながらも、同時にこの指針によって、自治体に新たな仕事加わることへの問題点についても論文に反映させたい旨を述べた。

高橋は、東京湾の海堡について、その文化財的側面を強調しようとして最近になって急に政府が動いている背景には、文化財保護法の適用とは異なる方向性が見出されるので注意が必要であるとの見解を述べた。

青木は、アメリカ海洋大気局（NOAA）による沈没船及び水中遺跡などへの関与の実行上の課題、また、（日本の地方自治体と国との関係に比して）州と国との連携関係について論文にて指摘するとしている。

### ③日本海洋政策学会第10回年次大会

ファシリテータ中田は、チームの代表として、「水中文化遺産の保護等に関する法制度及び技術的検討に関する研究」を発表した。具体的な内容については、添付資料を参照されたい。



当日発表の様子

#### ④第6回 GM

第6回 GM では、メンバーから提出された共同論文の原稿の内容や字数などをめぐって議論し、水中文化遺産に関する日本及び周辺各国の最新の動きを踏まえた検討を行った。

中田は、水中文化遺産保護条約の附属書の内容は条約本体と同じ拘束力をもつが、水中文化遺産に関する管轄権を懸念するアメリカなどの国も附属書については批判していないので、附属書自体は国際社会に普遍性をもつ可能性が十分あり、その重要性を無視できないこと、他方、水中文化遺産保護条約をめぐる沿岸国管轄権は水中文化遺産の保護の法制度という側面と、対トレジャーハンター対策という側面が強いと思われると指摘した。

水中文化遺産保護条約に対する日本の動きについて、文化庁、外務省の意見がそれぞれ異なる現状に対して、岩淵は、日本がこの条約について国際社会から取り残される状態を認識すべきで、特に中国及び韓国が水中文化遺産保護条約を批准しない間に、水中文化遺産保護センターを日本に誘致するためにも早期の批准が望ましいと主張した。

水中文化遺産保護条約は、水中文化遺産の所有権を棚上げしている。この点、中国が水中文化遺産保護条約を批准する際に、一番難しい問題は所有権の規定を改正するところにある。また、条約上、水中文化遺産となる軍艦の保護について、特に第2次大戦時に沈没した軍艦は、商船や通常の船舶と異なり、遺骨収集問題などとも密接な関係が存在するため、特別に解決されるべき問題であると指摘された。

高橋は、水中文化遺産としての海堡の活用について説明し、これから海堡を観光利

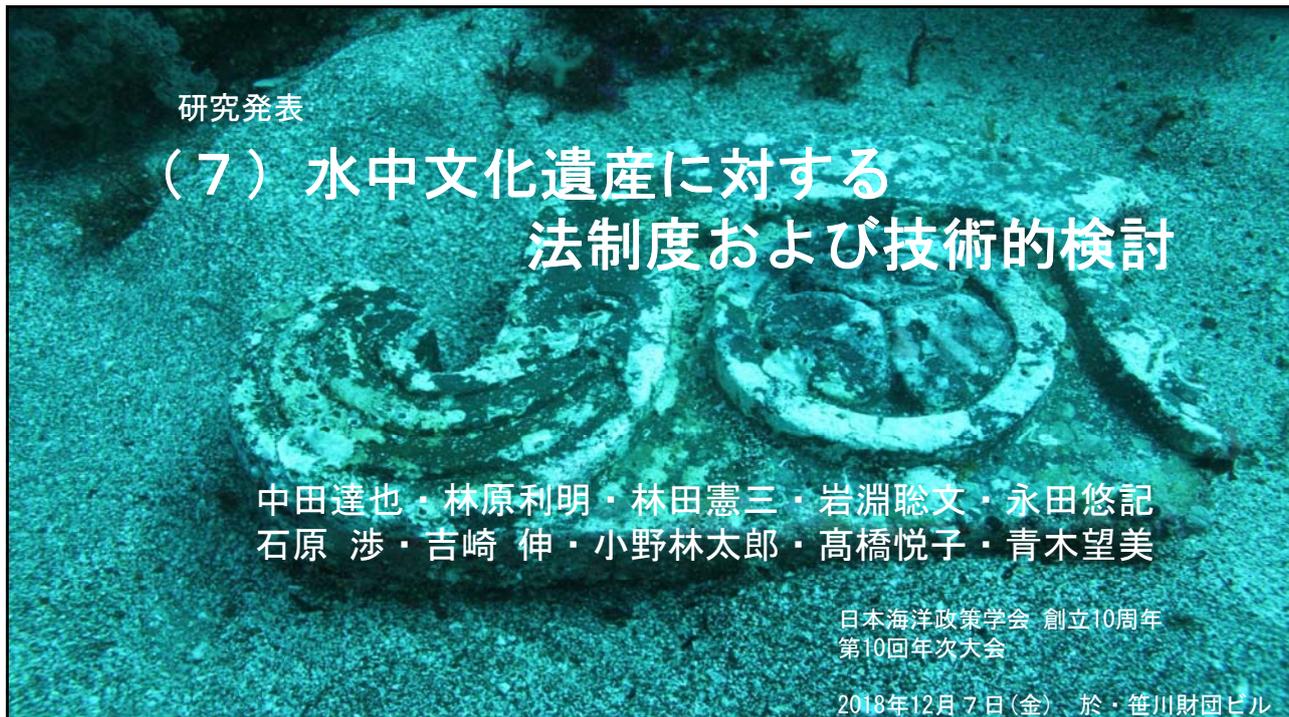
用することに向けてのツアーが始められることについて紹介した。

最後に、原稿の注、表及び字数などの統一性を確認し、次回4月13日に原稿の読み合わせを行うことを決定した。

## 2. 平成31年度研究計画

平成31年度は、各課題研究を進めつつ、共同執筆の論文の原稿を一応完成させ、その読み合わせ及び修正に関する議論の段階に入る。また、これと並行して、公開シンポジウムの開催を行うため、開催の期日、場所及び発表者を確定し、その準備を進めていくことになった。

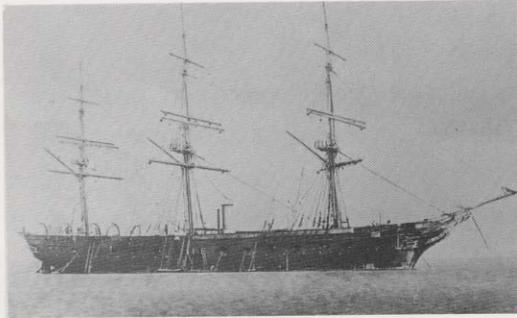
以上



### \* 水中における文化遺産に関する文言／埋蔵文化財保護行政

1956.11	「大陸棚に関する条約」 ILC草案諮問 「沈没船及びその積荷については資源に含まない。」
1959. 1	文委記第2号昭和34年1月27日付運輸省海運局長宛文化財保護委員会事務局長通知
1960. 3	文委庶第26号文化財保護委員会事務局長通知 海底から発見された物＝埋蔵文化財、文化財保護法は領海まで適用可
1982. 4	国連海洋法条約第149条及び303条 <b>考古学上の又は歴史的特質を有する物 (objects of an archaeological nature)</b> 303条2項 上記の取引を規制するため接続水域の海底からの持ち去り (removal) について、領海内における違反となると推定できる。
1998. 9	庁保記第75号・文化庁次長通知 (文化財保護法の扱う遺跡の範囲 cf. 水中文化遺産の定義)
2000. 3	『遺跡保存方法の検討－水中遺跡－』 海域や湖沼等において「常時もしくは水面下にある遺跡」
2001. 9	水中文化遺産保護条約 採択 (2009.1 発効)
2012. 3	<b>水中で初の国史跡が指定される (鷹島神崎遺跡)</b>

\* 日本初の水中発掘調査「開陽丸」



在りし日の開陽丸



エアーリフトを使った水中発掘



調査はすべて記録写真に収められた

\* 水中遺跡で初の国指定史跡となった  
鷹島海底遺跡



伊万里湾口に浮かぶ長崎県松浦市鷹島町  
(南岸が周知の遺跡として保護されている)



濁りのきつい海底での遺物実測



巨大な木碇も当時のまま発見された

## \* 水中における文化遺産に関する文言／埋蔵文化財保護行政

2013. 4	「第2期海洋基本計画」第1部3 (7) 及び第2部12 (3) 我が国の歴史・文化を知る上で重要な機会となる水中遺跡 (underwater archaeological sites) の調査や、この活用・保存方策の検討に取り組む。
2013. 7	国際海底機構の「深海底におけるマンガン団塊の概要調査及び探査に関する規則」(規則35) 「海洋環境の保護及び保全」において「考古学的又は歴史的特質を有する物」を発見した際の手続き
2013. 8	文化庁概算要求の概要Ⅱ2 (4) ④水中文化遺産調査研究事業30百万円 → 20百万円
2015. 5	文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第4次基本方針) 第2文化芸術振興に関する重点施策・重点戦略3 水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究を進め、地方公共団体の取組を促す。
2016. 3	『日本における水中遺跡保護の在り方について』(中間まとめ) 水中遺跡という用語について、潮間帯遺跡につきその都度、取扱を検討する。
2017.10	『水中遺跡保護の在り方について』水中遺跡検討委員会 (文化庁) 計10回の委員会を経て発行。 文化財保護法の適用は領海まで。出土遺物は、遺失物法及び文化財保護法に基づき取り扱うことが原則で、この旨を市町村の水難救護法の所管官庁と認識を共有しておくことが望ましい。(解説4)
2018. 5	「第3期海洋基本計画」第2部9 (3) 海洋国家である我が国の歴史・文化を知る上で重要な文化遺産である水中遺跡について、遺跡の保存や活用等に関する検討を進める (文部科学省)。

## \* 水中文化遺産保護条約の三つの柱

### 商業的利用の禁止

第2条7項 水中文化遺産は、商業的に利用されてはならない。  
第4条 この条約が適用される水中文化遺産に関係するいかなる活動も、引揚作業に関する法律又は発見拾得物に関する法律の対象とはならない。

附属書 第2規則 貿易又は投機のための水中文化遺産の商業的利用又はその回復不可能な分散は、水中文化遺産の保護及び適切な管理と根本的に両立しないものである。水中文化遺産は、商品として取引され、売買され又は交換されてはならない。

→水難救護法の適用例  
早丸号引揚げ (1956年)  
エルトゥールル号引揚げ (2010年)

### 沿岸国管轄権

第10条2項 自国の排他的経済水域又は大陸棚に水中文化遺産が存在する締約国は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に規定する主権的権利又は管轄権への干渉を防止するため、当該水中文化遺産を対象とする活動を禁止し又は許可する権利を有する。

3項 沿岸国が「調整国」として発見された水中文化遺産に対して関心を有するすべての締約国と協議する。

第17条1項 各締約国は、この条約を実施するためにとった措置の違反行為に対して制裁を科する。

第18条1項 各締約国は、この条約に適合しない方法で回収された領域内における水中文化遺産の押収について定める措置をとる。

### 定義 (100年基準)

第1条 この条約の適用上、  
1 (a) 「水中文化遺産」とは、文化的、歴史的又は考古学的性質を有する人間の存在のすべての痕跡であって、その一部又は全部が定期的又は継続的に少なくとも百年間水中にあった次のものをいう。  
(i) 遺跡、構築物、建造物、人工物及び人間の遺骸で考古学的及び自然的背景を有するもの  
(ii) 船舶、航空機その他の乗物若しくはその一部又はその貨物その他の積載物で考古学的及び自然的背景を有するもの  
(iii) 先史的性質を有する物

文化財保護法の扱う遺跡の範囲は、  
1. 中世に属する遺跡は原則として対象  
2. 近世に属する遺跡については地域において必要なものを対象  
3. 近現代の遺跡については地域において特に重要なものを対象

## \* 文化庁水中遺跡調査検討委員会の失敗（その1）

「鷹島海底遺跡に沈む元寇船遺構を引き揚げる」という方向性を打ち出せなかった！

1. 海底の透明度の悪い鷹島では、引き揚げを実施して陸上で保存処理をしなければ、詳細な船体や積荷の研究はできない。
2. 同委員会の座長ですら、同遺構の引き揚げを主張していた。
3. これが中韓のような外国であれば、13世紀の貴重な船舶遺構は直ちに引き揚げられている。現状では崩壊が進展している。
4. 原位置保存という結論に学術的・法的な意味はなく、単に陸上施設の建設予算確保に目途がつかなかったからだけである。

## \* 文化庁水中遺跡調査検討委員会の失敗（その2）

ユネスコの「水中文化遺産保護条約」批准への道筋を示せなかった！

1. 同委員会の『中間まとめ』や『報告』には、「水中文化遺産保護条約」（黒船）の翻訳が掲載されただけで、目前に迫ってきている黒船に対して見て見ぬ振りを決め込んでしまった。
2. 同委員会が最優先で議論しなければならなかったことは、同条約の日本政府内での批准手続き、影響評価、センター誘致等であった。
3. 文化庁がなぜ同条約に後ろ向きであるのかと言えば、同条約では接続水域やEEZの水中文化遺産も論じられているからである。領海内にしか適用されない文化財保護法で動いている文化庁では、そもそも議論ができるはずもなかった（⇒国交省において検討？）。

**\* 埋蔵文化財包蔵地としての東京湾海堡をめぐる問題**



第三海堡

1923年9月



2018年



海堡とは、人工島に造られた要塞のことで、日本で建造されたのは東京湾のみ。

首都防衛のため、明治から大正期にかけて3つの海堡が建造された。

東京湾口は、潮流が早く、難工事だった。

〔資料〕右上：震災直後の第三海堡 1923（大正12）年9月9日撮影、  
『震災飛行偵察報告ノ件』防衛研究所蔵、右下：NPO法人アクションおっばま提供

航路安全のために水深-23mまで国交省により撤去工事が行われた。撤去した遺構のほとんどは走水地先に投棄したが、一部を陸上に移設し、保管している。（横須賀市管理）

★陸上保管されている遺構は、横須賀市重要文化財（2013年3月指定）、神奈川県重要文化財（2018年3月指定）

★現存する-23m以深の基礎部分については、地籍が抹消されているため管理者もなく、文化財指定もされていない。

**\* 第二海堡**

**第一海堡**

1923年9月



2018年



管理者である国交省が航路安全のために護岸の周囲を矢板で囲み、さらに緊急時利用のために陸上部を整地。

★富津市の埋蔵文化財包蔵地であるが、富津市との調整がないまま工事が行われ、遺構が破壊された。

★2018年、第二海堡を観光資源として活用するため、国交省の旗振りでトライアルツアーが行われた。

管理者である財務省が不発弾残留の可能性を理由に上陸禁止にしている。富津市は財政負担を懸念し、管理者に手を挙げていない。

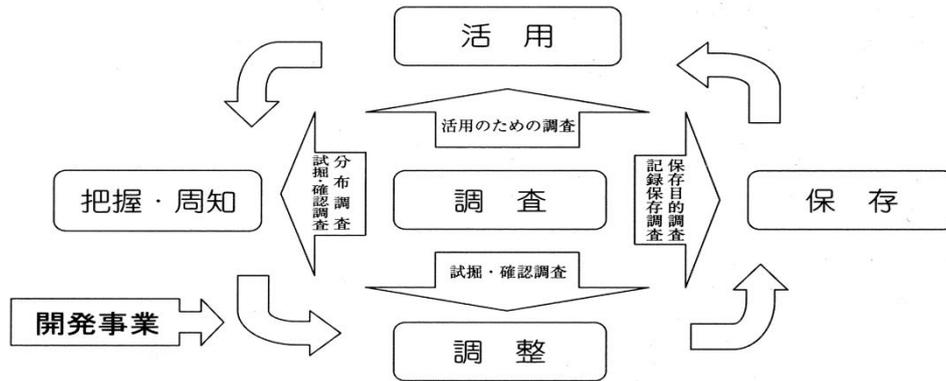
★南側護岸の波浪による破壊が近年加速している。

〔資料〕震災直後の第二海堡・第一海堡 大正12年(1923)9月9日撮影〔資料〕『震災飛行偵察報告ノ件』防衛研究所蔵、Google map 2018年

## \* 日本における埋蔵文化財保護行政と水中文化遺産

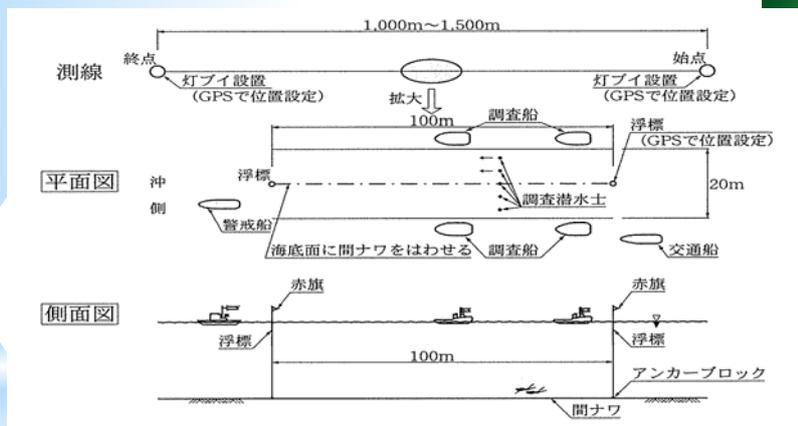
日本の埋蔵文化財保護行政の流れ  
(文化財保護法 (1950年法律第214号))

①把握・周知、②調整、③保存、④活用の4段階で構成。  
すべての段階が十分に行われることで、バランスのとれた質の高い埋蔵文化財保護行政が実現する。



文化庁記念物課『発掘調査のてびき-集落遺跡発掘編-』2010 同成社 より

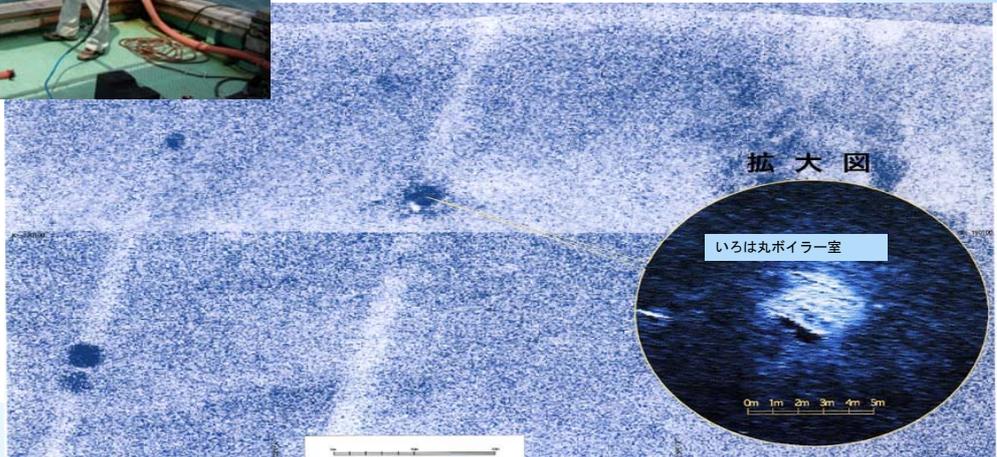
## \* 潜水による水中遺跡分布調査



## \* 機器による水中遺跡調査（サイドスキャンソナー）



サイドスキャンソナー System 3000



## \* 水中文化遺産と海底遺跡ミュージアム化（活用例）

海底遺跡ミュージアム化とは？

- ユネスコが主導し、遺跡・遺物の原位置保存を基本とし、海底遺跡そのものをミュージアム化して保護・活用する構想。イタリアのバイア遺跡等が成功例として知られるが、日本ではまだなし。

沖縄県の屋良部沖海底遺跡への注目

- 八重山諸島の石垣島沿岸に位置し、沖縄県では初の鉄製四爪錨が8本まとめて発見され、積載物と推測される沖縄本島産の近世壺も多数見つかる。ダイビングスポットにも近く、アクセスも容易。東海大を中心とするこれまでの学術調査で、その歴史・考古学的重要性が確認され、世界的にも注目されつつある水中遺跡。



## \* 屋良部遺跡の海底遺跡ミュージアム化

### ●これまでの主な取り組みと成果

- ①石垣・八重山諸島に歴史・文化的に重要な「水中文化遺産」が存在する事実と学術成果の地域社会への還元&アピール
- ②地域社会からの理解と支援の土台作りを目指した諸活動の実践
  - 水中ロボットによる水中文化遺産の見学・観察会の実施（2013年～2017年）
  - 地元ダイバーへの講習会やダイバー主導による遺跡見学会の実施（2013年～2018年）



- ③プロジェクト専用のウェブサイト開設 <https://www.marinearchaeology.jp>

## \* 八重山での事例から指摘できること

➤これまでの成果をみる限り、屋良部沖海底遺跡は琉球列島における水中文化遺産活用のモデルケースとなる可能性あり

①マルチビームを利用した高精度海底地形図の作成による海底遺跡の可視化により、位置座標の詳細記録と海底遺跡ミュージアムMAPの作成が可能となる

➤ミュージアム化へ向けての前提条件の一つ？

②ミュージアム化実現には以下がポイントとなる？

- (1) 地域の理解とサポート
- (2) 一定のダイビング関係者の存在
- (3) 遺跡の歴史的価値とアクセス性の高さ

ご清聴ありがとうございました

国指定史跡 「和賀江嶋」  
(神奈川県鎌倉市)  
国内現存最古の築港跡